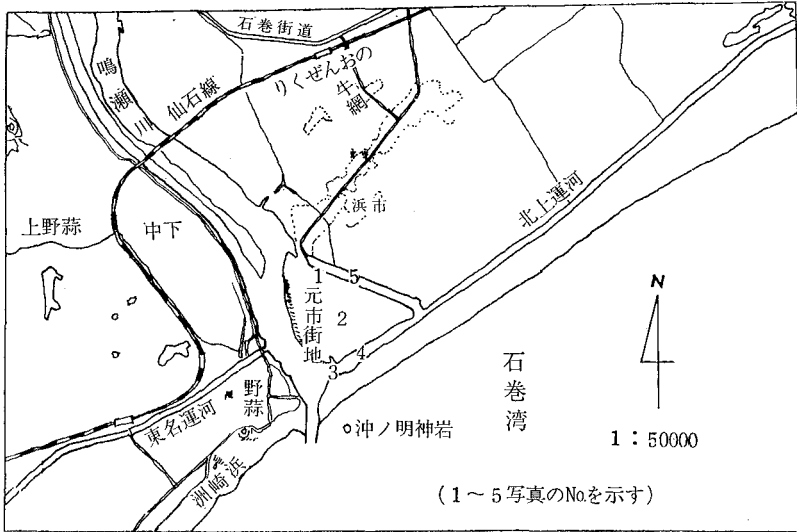


野蒜築港と新市街地の景観

田村勝正

日本近代築港史の劈頭を飾る本格的な事業が、明治初期の東北野蒜築港であったと言えば、一般には野蒜の現況から考えて奇異の感を抱くかも知れない。まさに往時茫茫の言の如くかつての新市街地も大部分は野地と化し、松林の間に僅々数十軒の農家が点在するに過ぎない。今日では宮城県桃生郡鳴瀬町と改まり、野蒜は単に字名として旧野蒜村一帯に残されているのみである。この鳴瀬川河口の右岸一帯（旧野蒜村役場所在地付近）は、藩政期鳴瀬川流域の藩米集積地としてお倉場と称せられていたが、築港以前は単なる一漁村に過ぎなかった。この一帯を中心に西南戦争直後の明治十一年、政府直営事業として内務省の手で我国最初の洋式築港の建設が開始せられ、当時の金で六十八万三千百三十二円（明治十八年決算額）という巨費が投ぜられたのである。その結果、鳴瀬川の河口内に面積九千坪の大船溜の築設をはじめ、新鳴瀬川の開鑿と河口デルタの埋立てによる面積十萬五千坪の新市街地の建設、北上・東名両運河の開鑿などが行われ、野蒜周辺の景観は一変するに至った。本稿は野蒜築港建設に伴って出現した新市街地の景



第 1 図

観を明らかにするのを目的とするが、叙述の便宜上まず野蒜築港の概略に触れておくことにしたい。

二

野蒜築港に関する研究は、昭和初年の工学博士広井勇氏の『日本築港史』を筆頭にいくつかの優れた業績が残されている(1)。また石巻市史をはじめとする地方誌にも多くの叙述があり、日本港湾史は勿論東北開発史においてこれに言及しないものはないと言ってよい程である(2)。いまこれら諸先学の業績に依拠しながら、野蒜築港の意義ないし背景といったものを要約してみると、その一は明治政府の東北開発政策の一環としての東北地方の後進性の是正であり、その二は戊辰の戦乱に際し反政府の中心勢力をなした東北列藩に対する鎮圧慰撫という政治的配慮であった、という点で共通である(3)。そしてこの推進者は政府の富国強兵殖産興業策の先導者大久保利通であった。計画から着工に至る間には大略次の如き経過があった。

明治八年八月第一回地方官会議に参集した東北六県の県令

は、大久保内務卿の産業振興に対する諮問に対し、一致して運輸交通の便の増進を具申した。その第一に東北の内陸物資運輸の大動脈としての北上川の改修と河口の築港を建議したのである。

翌明治九年六月明治天皇の東北巡幸に先駆した大久保利通は、松島から北上河口の石巻を巡検した。その途次、野蒜村不老山上より鳴瀬川河口の形状を觀察した(4)。帰京後大久保は内務省土木局長石井省一郎の意見を徴し、九月同省お雇工師オランダ人ヴァン・ドールンに実施調査を命じた。

ドールンは半年間に及ぶ調査により、石巻・女川・荻ノ浜・石浜・寒風沢等を比較検討した結果、次の理由で野蒜を適當の地であると結論し、これを十年二月内務卿に復命した。

一、北上川の河口に深水港を築造する案は、同川の吐出する土砂多量なるの故に不可なること。

二、女川湾・荻ノ浜は良湾であるが、前者は狹隘で東に偏する嫌いあり、後者は陸上の交通困難であること。

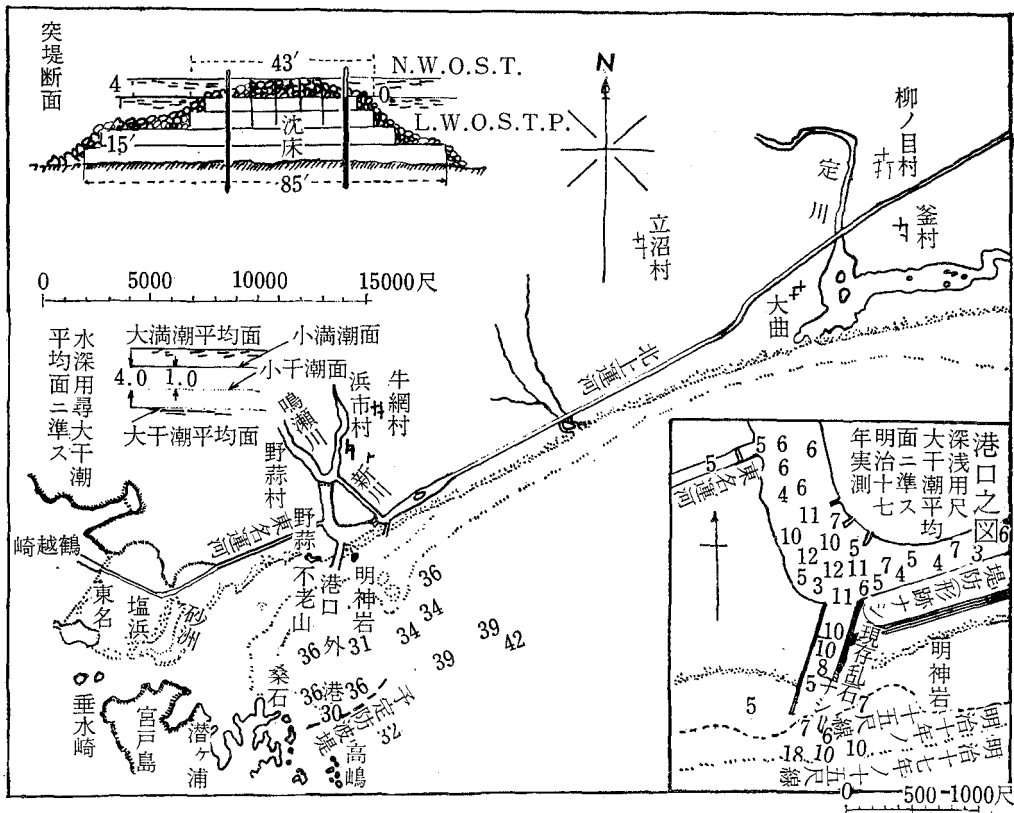
三、石浜は良湾であるが島嶼の間にありて陸地を去ること遠い。

四、寒風沢は石浜の欠点に加えて水深が不足すること。

五、以上の諸候補地に較べて、石巻湾西隅に位置する野蒜は、南は宮戸島によってなれば外洋より遮蔽され、西は松島湾經由三里で塩釜へ達し、東は北上河口經由石巻へ五里である。背後の鳴瀬川は改修により水運に利用しうる。

故に野蒜を海港の設置に適するものとして選択したのである(5)。

従来より海港建設の立地としては地形的自然条件が何よりも支配的であり、野蒜築港要請の歴史的基盤が帆船中心から汽船時代への転換に伴う深水港建設であることを考えれば、河口港である野蒜は立地条件としては充分ではない(6)。ドールンの計画案はこの点を克服すべく、第一期工事としての内港・第二期工事としての外港の建設に分けら



(広井勇氏による)

れていた。結果的には第二期工事の外港建設は画餅に帰したのであるが、当初の彼の考えは河口港としての内港により内陸運輸の連絡拠点を形成し、外港によって汽船時代の要請である深水港としての機能を果たそうとしたのであった。計画案の大意は次の如くである。実施に際しては更に若干の変更があった。

(第一期工事・内港建設案)

内港は和船及び近海回航の小型船舶の繋留に宛て運河により北上川及び松島湾に連絡し、次の諸工事より成る。

(第二図参看)

一、鳴瀬川の河口内に於ける繋泊地即ち内港の築設。内港は面積九千坪を浚渫し、水深平均干潮面以下十四尺とし、吃水十三尺以内の船舶三十艘を繋留する。

二、内港より海に通ずる航路即ち港口及び運河の築造。鳴瀬河口の港口は施工の際前方に暗礁を発見したため、当初の設計より約百間西方に移し図の位置に定めた。幅は三十七間、東西二条の突堤により深水に達する。東突堤は延長百五間、西突堤は百三十間で、両突堤間の水深は干潮面以下十四尺とする。

三、鳴瀬川の切替及び締切。これは地図に新鳴瀬川としてある所を開削し、締切は新旧流路の分岐点近くの旧川を横断して潜堤を築造し、上水のみを内港に流入せしめ、余は新川より海へ注ぐ。

四、野蒜より北上川に通ずる運河(北上運河)の開削。北上運河は延長六千五百間、幅八十四尺(当初設計は四十二尺、着工後変更)、左右の法二割、水深は干潮面以下五尺五寸。北上川に接続する所に閘門を設けて水位の差に備えた。また新鳴瀬川横断の個所にも内港側に閘門を設け新川と遮断したが、築設後鳴瀬川の出水で流失した。

五、松島湾に通ずる運河(東名運河)の開削。東名運河は延長千八百間、その断面は北上運河に同じ。これは当初設

計になかったが、突堤の築造に随ひ、西方に砂州の進出甚しく、樺湾埋塞の恐れが出たため、松島湾へ平水の通路を得る要から開削に決定。運河東端の閘門は鳴瀬川の出水による土砂侵入を防ぐため後年宮城県庁が建設したものである。

六、新市街地の築設。新市街地は新旧鳴瀬川の間で、面積十万五千坪、半は埋立により造成。

七、雑工事。これは北上川における水制、運河の左右に沿う灌漑溝、道路、曳船路、橋梁、堤防等である。

(第二期工事・外港建設案)

第二期工事は外港として宮戸島の東端に築設する防波堤及び同島と野蒜方面との連絡工事である。ドールンの考えでは、吃水十八尺以下の船舶は現状のまままで宮戸島の東北側に安全に碇泊することが可能であり、若し百五十間の防波堤を築造すると更に大型船舶にも安全である。堤長をさらに三百間にすれば、吃水十六乃至二十四尺の船舶七艘の収容が可能であるとした。

ドールンの計画案は大久保内務卿の承認するところとなり、官費⁽⁷⁾による内務省直営事業として決定された。ほぼ同時期の浪華港や坂井港に比し⁽⁸⁾、野蒜築港は内港・外港の区分、新市街地の建設、運河の開削等という規模の点からも、官費による政府直営事業であるという面からも、わが国最初の大築港計画といえるものであった。次に新市街地造成までの築港工事の大概をみてみたい。

三

西南戦争直後の明治十一年三月二十一日、政府は起業公債を財源として野蒜築港の実施に踏み切った⁽⁹⁾。同四月

九日、内務省土木局出張所が現地にて設けられ、土木局長石井省一郎⁽¹⁰⁾が陣頭指揮にあたった。第一期工事は計画通り内港建設を目的とし、鳴瀬川河口の宮城県桃生郡野蒜村と小野村にかけて(当時)の地を中心に(第2図参照)、工事は明治十一年七月、北上運河の開削と水閘の築造から開始せられた⁽¹¹⁾。設計施工の技術面はすべて前記ヴァン・ドールンを主任に数名のオランダ人技師が担当した⁽¹²⁾。運河の開削は人力を主としたが、底部の堀浚には浚力毎時四十噸の蒸汽浚渫機を使用した。日本における蒸汽浚渫機使用の嚆矢とされている。

工事は屢々水害を被り乍らも予定通り進行し、続いて東名運河の開削も行われた。これらの運河はすでに築港完成以前に利用が開始されたりしく、明治十四年九月の宮城県布達申第四百四十九号には⁽¹³⁾、「野蒜築港事業漸次相運と突堤開鑿及繫船場共干潮以下平均六尺余ノ水深ヲ保ツニ至リ候ニ付、未タ施業中ニ候得共、運輸便利ノ為メ該水深ニ適スル船舶ハ本月十二日ヨリ一般通船差許候条、左ノ規則ヲ遵守航行可致此旨布達候事」とあって、「野蒜運河通船規則」五ヶ条の細目が掲げられている⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾。

第一期工事の中でも最重点である東西両突堤を含む港口工事は、明治十二年七月に着手した。当初は予定通り進行したが、海中の部分に及んで激浪による災害の続発、予定外の漂砂の襲来⁽¹⁶⁾等が重なり工事は難渋した。第2図に示すように粗朶沈床を主体としたオランダ工法による突堤の構造は、遠浅の波静かな海岸では経済的であるが、激浪に対する抵抗力に乏しく、海虫の侵蝕等にも悩まされた。突堤のこの構造上の欠陥こそは、のちに野蒜港閉鎖の直接的な一因をなすのである。

ともかくこの難工事も技術陣の奮闘により、明治十五年に竣工、十月三十日には第一期工事をひとまず完了し、落成式を行う運びになった⁽¹⁷⁾。落成式は時の内務卿山田顕義⁽¹⁸⁾臨場のもとで盛大に挙行され、続いて仙台表小路の県

会議事堂で大夜会が開かれた。これには山田内務卿以下、佐久間陸軍少将、石井内務省土木局長、宮城・福島・山形の三県令をはじめ各界の代表一四九名を数えた(19)。

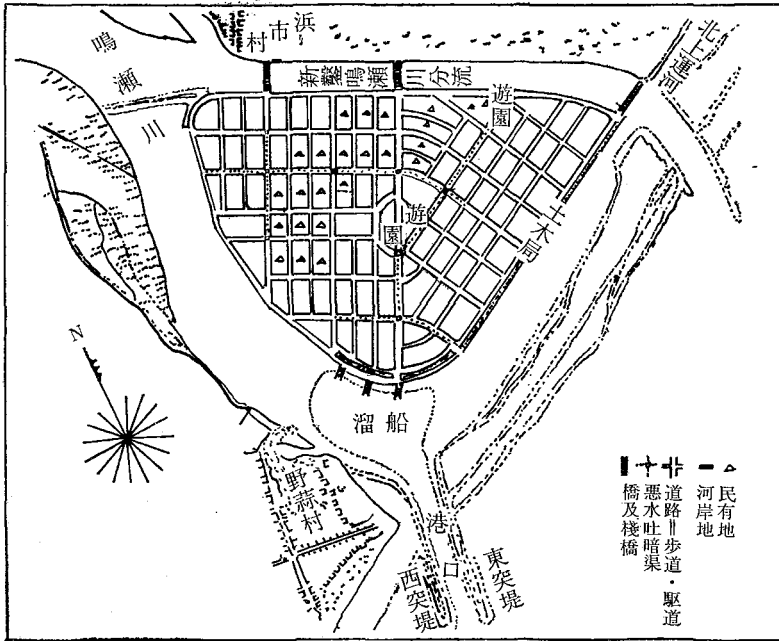
四

突堤を中心とする築港工事の進展に伴って市街地建設も順調に進んだ。既に明治十四年には新市街地の建設はほぼ完成し、これに伴って内務省は市街予定地の宮城県への移管を行っている。これに先立ち県では野蒜築港事務係を設け、全八条から成る事務章程を定め、払下げをはじめとする市街地開発の実際面を取扱う態勢を整えている(20)。

新市街地は新・旧鳴瀬川の間半ばを埋立てによって、面積十万五千坪の土地が造成せられた。これは工事の進捗に従い内務省で区画し、順次宮城県に引渡していったものと考えられる。この新市街地の区画に関しては、先に浅香幸雄博士の紹介せられた内務省作成の地図(21)があり、『宮城県議会史』(22)にもほぼ同様のものが収録されている。

前者は明治十五年八月八日付読売新聞の折込み附録として出されたもので、「宮城県下陸前国桃生郡野蒜港新市街之図」と題され、内務省の地所私下公告に添えられたものである。この両図を中心に新市街地の景観の一端について考えてみたい(第3図)。

いまこの両図と前述したドールンの計画とを合わせてみると、野蒜築港の実像が具体的に浮んで来る。まず野蒜村の対岸に面積九千坪と称される大船溜が建設されており、外港への出入口である東西の突堤は暗礁を避けて角度を西に向けている。船溜には新市街地側から三条の棧橋が建設されており、港湾としての機能の中心が野蒜村の側ではなく、新市街地の側におかれていたことを示している。野蒜港の海運拠点としての基地造りが、この新市街地を主体に



第 3 図

なされたことは、その近代的な区画整理からも充分頷くことができる。

新市街地全体の形状は開削された新鳴瀬川を底辺とし、頂点となる南の船溜を鳴瀬川と北上運河の二辺で囲んだ三角形をなしている。市街地区画の中核である道路網は、三角形の周辺をとりまく駆道（車道）と、南北に二条の幹線駆道が設けられ、新鳴瀬川にはこの幹線駆道と市街地両端の駆道とに合せて三条の橋梁が架設せられ、北方の浜市村・小野村との結びつきがなされている。これを縫う歩道は、市街地の西半分が底辺に平行、東半分は北上運河に平行する形で縦横に直交して設けられ、全体としては方形ないし長方形の土地区画を現出している。これは市街地全体の輪廓と調和させた巧みな土地区画といえる。

この市街地は当初から近代的都市計画に基づいて設計され、道路・敷地の整備するに従い、警察署

電信局・測候所・銀行等の公的機関が次々と建設されたといわれるが²³⁾、この地図に現われた限りでその土地利用をみてみると、船溜に面する頂点の三棧橋を中心とする完備した道路網、中央の大遊園、北辺東寄りの小遊園、運河に沿う河岸地など極めて近代的計画的な土地利用といえる。これは恐らく主任工師ヴァン・ドールンをはじめ、マストレクト、アルンスト等オランダ技術陣の手になるものであろう。なお運河に沿う中程の一面を内務省土木局の出張所が占めている²⁴⁾。

この地図によれば西側の十八区画と底辺中央部の四区画がすでに民有地となっている。これは築港工事の進捗に伴い市街地の払下げを希望する者が続出したので、内務省から順次土地区画後の引渡しを受けた宮城県の方で、これを希望により民間に払下げ或は借地料を徴収して貸与していった分であると考えられる。従つてこの払下公告の対象地から除外されたものである。この民有地には、三菱会社野蒜支社、石巻の豪商戸塚貞輔²⁵⁾、東京の大倉喜八郎、仙台七十七銀行頭取氏家厚時などの名が払下げ申請者の中に見られる。一方借地を願ひ出る者は、明治十三年において、仙台士族六十九人、仙台平民五十三人、県内士族五人、同平民十八人、福島県平民二人など、合計一四七人においんだといわれる^{(補註) (参看)}。

大倉喜八郎の払下げ願は、

今般御管内牡鹿郡浜市村へ市街御取設相成候趣ニ付予テ私儀數十名結合罷在候東京横浜貿易商クラブニ於テ商業見込ノ次第御座候間、同所官有地街衢及ヒ該市街沿海等ノ内五万坪相当代価ヲ以御払下被成下度、若シ目下御払下難相成儀ニ御座候ハ、先ツ年季拝借被仰付度、尤万事御規則ノ通り遷守可仕奉存候条何卒願意御聞届被成下度此段奉願上候也

明治十三年三月十四日

東京府下京橋区銀座二丁目七番地

願人 大倉喜八郎 ㊦

同 弥左衛門町十番地

保証人 木村静幽 ㊦

宮城県令 松平正直殿

とある。氏家厚時の場合も七十七国立銀行出張店と蔵場建設用地として一千坪の払下げ願書を出している。払下価格は一坪一円五十銭、借地料は一坪一ヶ月二銭四厘・二銭八厘・四銭五厘の三種であった(26)。

市街地に対するこうした関心は、野蒜築港に寄せられた県内は勿論全国的な期待の大きかったことを裏書きするものである。こうして官公署等の設置と相俟って、東京・仙台・石巻等から各種の商人が進出開業し、米商会所開設の計画も成り、明治十四年には総戸数二百戸を越えたといわれる。かつての一望の原野が忽ち新興市街地として繁華の衢に変貌したのである(石巻市史・第二巻)。それではこの公告の出された明治十五年当時の状況はどうか。公告本文を検討しながら払下げの事情を考えてみたい。

五

公告本文の冒頭には、「野蒜港市街ハ裏面図面区画之通ニシテ民有地(傍点筆者)及道路溝渠遊園其他官用ニ供スヘキ土地ヲ除」いたものが払下げの対象となる土地で、宅地坪数凡四万五千坪余と書かれている。従ってここにいう民

有地とは、既にこの時までには払下げが完了している区画を指し（恐らくは借地の分も含めて）この公告ではそれ以外の遊園・官用地等に充当する分を除いた残りの四万五千坪が払下げられることになったのである²⁸。遊園及び土木局の占める区画だけは地図の上から知ることができ、他の官用地については明らかでない（補註参看）。

さて今回の払下げは、同年十月一日から「同所ニ於テ難売」することになっている。本文には「望ノ者ハ実地見分之上、同所出張市街地掛へ可申出此旨」と書かれており、せり売は更に小区画された現地の地図に基いて行われたものと思われる。そして実際にこの事務を処理したのは県の野蒜築港事務係であったと考えられる²⁹。

次にこの公告に示された「市街地払受人心得」を通して、当局がどのような市街地形成を意図しているか考えてみよう。第一条には、払下げの地は広狭不同であるが適当に区画して一番を一筆として競売場に公示する。一人で数筆を払受けるのは良いが、一筆を数人に分売することは許さない。第二条では、繫船溜沿岸荷捌所敷地や川船溜沿岸納屋敷地は払下げないが、地先地主の所望があれば相当の借地料をとって貸付ける。但し共同物場場を使用する地は除くとある。

これによれば今回払下げの四万五千坪は純然たる宅地というよりも、港湾活動の一翼を担う関係業者の諸施設としての利用を主眼としたものであることが想定される。具体的に各一筆の広さは大小区々で知り得ないが、特に分筆を許さない旨を断つてある点からみて、これら業者の店舗倉庫等を包含できる程度の広さを持っていたと考えられる。この払受人心得は全二十条から成り、以下その要点を簡単に記すと次の如くである。

第三条は払下げ希望者の出願要領を述べ、第四条で地所は高低整地の上引渡すとしている。第五条は道路の官費開設、第六条は橋梁について新鳴瀬川に三箇所これも官費で、第七条は船溜沿岸に棧橋を三箇所、同様に官費で架設す

ることを記している。第八条は悪水路の暗渠、そして第九条に第五条から第八条までの工事は当初新設のみ官費で、以後の補修は地方税又は協議費の負担とするとしている。

第十条は市区内の家屋建築は草葺を禁ずること、第十一条では市区内の営業に関して細かな規制を行っている。即ち蒸汽機関を装置した製造工場、硝酸をはじめとする揮発性、引火の危険のある薬品爆薬等の製造及び貯蔵（小売は除く）、其の他悪臭劇音を発する職業の禁止などである。第十二条は地代金について耀売の時、十分の二の手附金を納むべきことを述べ、以下第十五条までは払下条件に関する規定である。第十六条から第二十条までは家屋建築期間等の制限、第十一条に反する時の取扱いの規定、その他となっている。

以上、公告本人にみられる市街市払受人心得を通して、当局がどのような新市街地の形成と土地利用を意図したかを窺うことができた。しかし実際の払下げがこの公告通り実施されたかどうかは疑問で、翌十六年四月には政府はこの「耀売り」を改めて「競貸法」としたとされている²⁹。これは松方財政下における民間の金融閉塞状態を顧慮しての措置であるとされている。がとにかく、後に払下方法に若干の変化があったにせよ、政府当局者がこの市街地建設で意図したものは、野蒜築港の中心施設としての海運基地であったといえる。

六

ところが野蒜築港と新市街地建設は、この後予期せぬ推移を辿ることになったのである。一時はこの新市街地も港口出入・運河通航の船舶の増加と荷客の往来で賑わい、「野蒜新町箒はいらぬ、若い女の裾で掃く」と謳われた程であった（石巻市史・第二巻）。そこへ明治十七年秋の台風が襲来したのである。その結果、内港の出入口である東側突堤

の崩壊、両突堤間の閉塞となつて船舶の往来は杜絶した。港口の閉塞は内港の機能を完全に喪失させることになり、野蒜築港そのものを失敗に導く契機となつた。野蒜港はこの被災によつて、外港建設はもとより内港の復旧すら行われることなく、北上東名の両運河のみが石巻・塩釜間の輸送に利用されるだけで、市街地は再びもとの原野と化する。勿論、政府の態度の変化と工事中止決定⁽³⁰⁾の裏には、築港開始当時とは比較にならぬ程の客観状況の変化があつた。

野蒜築港問題の評価には、工事中止の直接原因と技術的側面、野蒜築港失敗の直接・間接の諸要因はもとより、内陸運輸における鉄道登場の影響、仙台湾における港湾立地の変化と地元の動向、県当局の「六大工事」との関連など複雑な諸要因が相関連しており、なお採り上げるべき点が多い。が、此処では歴史地理的立場から市街地景観の一端を考察するにとどめ、稿を改めることにしたい。

かつて新市街地として賑わつた一帯も、冒頭に述べたように今はただ一望の松林が眼に映る静かな海辺の農村で、当時の名残りと言えばわずかに新鳴瀬川に架設された三条の橋梁を支えた橋脚の一部(写真1)と、今は実用価値を殆ど失つた両運河ぐらいである。その新鳴瀬川も、現在は鳴瀬川と接する部分が埋立てられ、道路で浜市側と結ばれており、一条の橋もない。元市街地の中央近く、かつての公園予定地跡には、築港と運河開削に功のあつた黒沢内務省一等属の記念碑や、測候所の建物の一部とされる赤レンガの土台(写真2)などもあるが知る人は少ない。地中にはかつての街路の敷石の一部が埋まっている由⁽³¹⁾であるが、ふつうには見ることも出来ない⁽³²⁾。

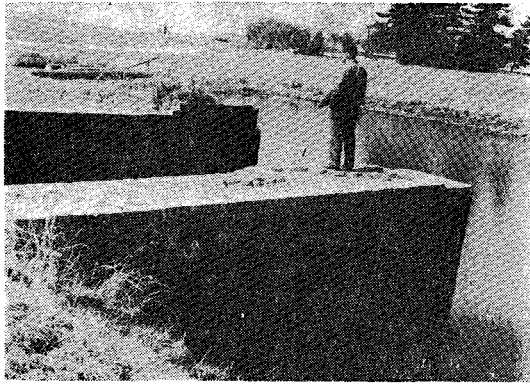


写真 1



写真 2

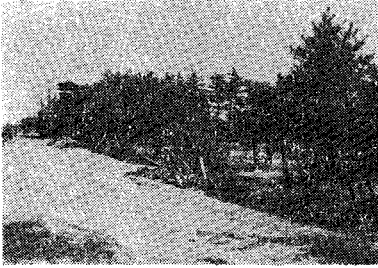


写真 5

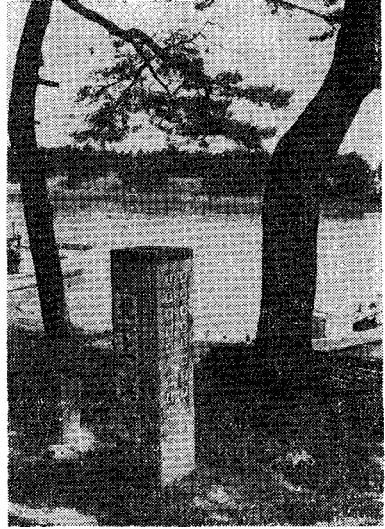


写真 3

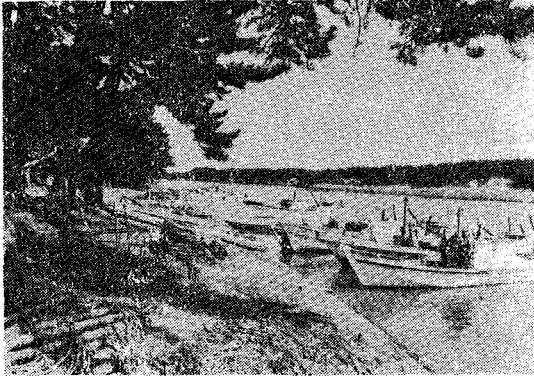


写真 4

補註

本稿の大概は、昭和四十五年十一月、歴史地理学会第五一回例会に於て「野蒜築港と海港立地の移動」と題して、口頭発表を行った（要旨は会員通信第五二号所載）。しかし、史料面の制約で、新市街地区の詳細、私下方法の実際等、重要な点に關しては推論を加えたのみであった。疑点のいくつかは、宮城県庁文書の検討によつて解明できるのではないかと考えたのであるが、手段が得られなかった。

その後、明治期の歴大な宮城県庁文書が、宮城県図書館に移管され整理されることになった。昭和四十五年三月、宮城県図書館佐藤宏一氏のご厚意で、移管直後のこれら県庁文書の披見の機会を与えられた。待望の史料に接して、取急いでの検討ではあったが、四月の昭和四十五年度第十三回歴史地理学会大会に於て、若干の補訂を行ったのであった。従つて本稿はこれらの点を加えて成稿とすべきものであるが、野蒜築港關係の県庁文書だけでも相当量を数え、全体の検討には尚若干の時日を要することでもあるし、加えて紙数の關係もあるので、蕪雜なままで改稿を控えた。尚、県庁文書中の野蒜築港關係書類の主要なものを次に掲げて博雅の便宜に供することにした。またこのうちから、新市街地の区画に關する本稿の論旨に關りのある「明治十六年 野蒜港市街地各区地割之原図」A内務省野蒜市街地係Vによつて、各区画の地積と小区分の番数のみを掲げておきたい。

このほか市街地の景観に關する史料として現在筆者の手許に次の二点がある。一つは、明治十六年十月、宮城県下桃生郡野蒜新築港市街地に設立せられた事を示す、野蒜米商会所創立証書、同定款、同申合規則、同御成規中御特典願（これのみ明治十七年二月）の四綴の書類である。これは原本と考えられるもので偶然古書市場より入手したものである。

次に、東北大学図書館相馬正基氏のご厚意で、同図書館狩野文庫の書架から発見した地図がある。これに明治十四年六月、宮城県平民佐久問徳郎の手で版行せられたもので、「陸前国桃生郡野蒜港近傍測量明細図」と題してある。題誌によると「予這回後素ノ暇ヲ偷ミ官ニ乞フテ其測量ト実地トヲ一々照合シ之ヲ一万二千部分ノ一を短縮シテ東ハ石井閘門ヨリ西ハ松島灣及蒲生辺ノ実況ヲ逐次ニ図画シ」たもので、仲々精巧な出来である。殊に興味深いのは鳴瀬川河口の新市街地のほかに、新鳴瀬川対岸の浜市村、牛網村にかけて広大な市街地区画が計画されていることである。以上、後日を期すべき点の甚だ多いことをお断りして、博雅の御示教をお願いしたい。（昭和四十五年七月補）

（その一）

宮城県図書館県庁文書一括の内、

野 蒜 築 港 関 係

- (番号) 43 明治十七年築港係文章綴 宮城県
 188 野蒜蓮河開削一件書類 自明治十二年 至 同 十六年
 189 宮城県下野蒜市街地之図、内務省
 192 野蒜港工事用買上地調 桃生郡浜市村
 193 自明十二年 至 同 十三年 野蒜築港御用留 宮城県
 194 野蒜市街地伺廻議綴 明治十三年
 195 196、197、198、同右(全五綴)
 199 野蒜市街地拝借私下願書、明治十三年
 200 201 同右 (全三綴)
 202 明治十三年、野蒜市街地私下願書
 203 204 同右 (全三綴)
 205 自明治十三年 至 同 二十年 秋田県ヨリ宮城県下野蒜港ニ達スル道路開削一件書類
 206 明治十四年、野蒜築港事務綴 野蒜築港係
 207 明治十四年度 野蒜街道新道潰地願伺
 208 自明治十五年 至 同 十九年 野蒜市街地埋立書類
 209 明治十六年 野蒜市街地借地料元帳
 210 自明治十五年 至 同 十六年 野蒜市街地一件書類 土木課
 211 明治十六年 野蒜港 野蒜市街地
 212 明治十六年 市街地貸下明細帳 野蒜市街地係
 213 明治十六年 野蒜市街地書類綴 野蒜市街地係
 214 明治十六年 野蒜市街地借地料元帳 内務省野蒜市街地係

区	地積 (坪・合・勺)	(小区画数)	番数	(備考)
1	一一〇四・一・五	一九	一一	
2	九五四・八・	一一	一一	
3	九五二・	一一	一一	
4	八九六・	一一	一一	(一筆限台帳による) 土木局用地
5	八九六・	一一	一一	
6	九五二・	一一	一一	
7	一四三七・六・八	一一	一一	大蔵省用地
8	一〇〇五・一・六	一一	一一	
9	四五五・二・四	九	一一	
10	一〇五八・	二〇	一一	
11	六八〇・	一一	一一	
12	六四〇・	一一	一一	

明治十六年 野蒜港 市街地各区地割之原図 (抄)

(その2)

220 明治廿二年四月ヨリ 同廿三年十二月至ル 石井・野蒜両閘門出入船舶表
 (なお遺漏のあることと思われるが、とりあえず今回管見に入ったものを列挙した)

- 219 野蒜閘門通船調 明治廿一年 土木課
- 218 明治十八年 野蒜運河残地ニ係ル往復書類
- 217 明治十八年分 野蒜市街地係公用綴
- 216 明治十七年 野蒜市街地書類綴 市街地係
- 215 明治十六年 野蒜市街地一筆限台帳 (乾) 内務省野蒜市街地係

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
七二〇	七二〇	三二三・二・五	一〇〇五・八・四	六六五	六五二	六八〇	六八〇	六四〇	六四〇	六八〇	四五〇・八・二・六	一三〇五・二・四	六八〇	六四〇	六四〇	六八〇	六八〇	五〇二・三・五	六三七・二・五	六八〇	六八〇	六四〇
一四	一四	四	一七	一三	一三	一四	一四	一四	一四	一四	一七	一三	一四	一四	一四	一四	一四	八	一三	一四	一三	一三

朱筆にて官用地見込とあり
 内三八〇坪売私地、測候所・官用地各一五〇坪

58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36

七二〇・
七二〇・
七二〇・
七二〇・
九九八・六・一
八四七・一・一
四〇五・五・八
八五四・
九六〇・三
九七七・五
八七一・
五七八・七・五
五五九・七・二
五七七・七・五
七二〇・
七二〇・
七二〇・
七二〇・
七二〇・
四二二・二・八
七二〇・
七二〇・
九四六・

一四 一四 一四 一四 一四 一三 七 一七 一五 一八 一五 一〇 一二 一一 一四 一四 一四 一四 一四 一四 八 一四 一四 一

但五番約五〇坪は民有地

公園に接す

官用見込の土地

59	七二〇・	一四
60	七二〇・	一四
61	七二〇・	一四
62	七二〇・	一四
63	七二〇・	一四
64	七二〇・	一四

(総数六四区画の市街地が実際にどのように払下げ(競売法から競賃法に変わった)られたか。これを知るには、明治十六年の野蒜市街地一筆限台帳があるが、残念なことに(乾)の方のみしか見当らない。とりあえずこれに記載のある27区までをみると、この分の地積合計は二二〇六坪六合九勺六才となり、台帳記載分は九六七二坪二合九勺六才である。すなわち明治十六年までに貸下げの決定しているのは売出し地積の半分にも満たない。しかも、この中には三〇八四坪五合六才の官用地が含まれており、これを差引けば民間の貸下げ地は僅に六五八七坪七合九勺に過ぎないのである。県庁文書中の明治三十年当時の膨大な市街地払下願に示された各界の多大な関心は、築港第一期工事完成後の時点でも、実際にはこのような結果を示しているのである。さらに、この貸下地においてすら、共同運輸会社をはじめとして借地料が未納で、その減免を歎願する有様であった。「野蒜新町箒はいらぬ、若い女の裾で掃く」という如き賑わいは、築港による新市街地の繁栄を示すものではなく、工事景気によって現出した野蒜村の状況であると考えるのが妥当であろう。その他、補訂すべき点も少しとしないが、余り冗長となるので、稿を改めたい。)

註

(1) 野蒜築港に関する本格的な研究業績として挙げられるのは次の三氏のものである。工学博士広井勇著『日本築港史』(昭和二年 丸善刊)、同内容は同氏の参画した『明治工業史土木篇』(昭和四年)にも収む。

寺谷武明著「東北野蒜築港覚え書」 横浜市立大学論叢 第十五卷(社会科学系列) 第一号所収

平重道著「明治初年の野蒜築港について」東北地理、第七卷第二号所収。

築港に関する工業技術的な研究は広井勇氏のものに尽くされている。内務省の図書、現場視察記事をもとにした記述で、

内容は正確であり、以後の技術面に関する研究でこれを越えるものはない。

寺谷氏のは「本邦近代港湾経営発達史」の前史として、築港とその時代的背景を含めて多角的に捉えられたもので、明治前期港湾研究序説と副題にある労作である。

平氏は広井氏の業績に基きながら、宮城県庁所蔵の諸記録、統計等を駆使されたもので、寺谷論文（昭38）に先立つ（昭29）研究である。なお最近、以上の諸業績を集成した『宮城県議会史』第一巻（昭和四十三年十一月三日発行）が出た。その第三節土木工事の冒頭で野蒜築港を採り上げている。本稿はこれら先学の諸業績に負う所が多に多い。

(2) 地方誌及び地方的刊行物のいくつかを挙げてみる。宮城県史（3近代史・5地誌・交通史）、石巻市史（第二巻）、牡鹿郡誌、桃生郡誌、塩釜市史、東北開発夜話（岡田益吉著）、電狸翁夜話（伊藤清次郎著）

(3) 野蒜港建設の直接的な理由の一つとして当時開始されたアメリカへの生糸の直輸出の際の航程の短縮をあげる考えもある（浅香幸雄博士―後出―）。

(4) 一般にはこの時彼の脳裡に、東北開発の中心施策として安積疏水と並ぶ仙台湾内の港湾建設が描かれたとされている。

(5) 野蒜選択には各方面に反対意見も強く、特に仙台を中心とする地元民は松島湾内（塩釜）への築港を希望した。

(6) ドールン案に対する反対意見の代表は宮城県令松平正直であった。日本築港史にいう「宮城県令松平正直ハ港口ノ庇蔽充分ナラサルニヨリ風浪ニ際シ外港トノ連絡ヲ断タルコト且ツ内外両港ノ位置松島湾ヨリ来ル船舶ノ為極テ不便ナリトシ全体ヲ樺湾方面ニ移転スルノ利ヲ主張セリ是ニ対シ工師バン・ドールンハ左ノ理由ヲ以テ自固ノ説ヲ固持シタリ

一、樺湾方面ハ遠浅ニシテ港口ノ突堤長キヲ要スルコト

二、該方面ニハ土砂ノ堆積スルコト多ク其為メ海岸線ノ前進毎歳十尺以上ニ及フヘキコト

三、土地低クシテ浸水ノ災アルコト

四、野蒜方面ハ漂砂ナク深水海岸ニ近キノ利アルコト（漂砂ナキコトハ謬見ナリシヲ後ニ至リ知ル所トナレリ）

(7) この財源とされたのは、明治十一年五月一日、起業公債証書発行条例に基づいて募集した起業公債金の一部であった。

(8) 前掲『日本築港史』及び『明治工業史』第二・土木篇に詳しい。

(9) 大久保利通文書卷四十五（一六三二号）に、明治十一年三月六日付、三条公への伺書があり、殖産の奨励、華士族授産に關する大久保の抱負を示すものとして知られている。その第三等の冒頭に野蒜築港に関する具体的な記述がある。（大久保

利通文書第九卷、四十五頁以下)「其一宮城県下野蒜開港此ノ土工タル北上川ヨリ運河ヲ疏削シ港ヲ野蒜ニ開設スヘシ其費額凡參拾五万円トス(中略、其ノ二新潟港改修、其ノ三越後上野運路の開削、其ノ四大谷川運河の開削、其ノ五阿武隈川の改修)同川ヲ修浚シ更ニ運河ヲ疏削シテ塩釜ノ内海ニ達シ以テ野蒜ノ新港ヲ合スルヲ得ハ福島地方ノ便利ヲ得ル又少小ニアラサルヘシ(其ノ六阿賀川改修、其ノ七印旛沼東京運路)以上ハ東北諸州水陸運路ノ便利ヲ与フル其ノ大概ヲ挙ルノミ(下略)」

(10) 彼は内務省土木局長として野蒜築港工事の総監督に当り、後、岩手県知事を勤めた。北上運河の開門を彼の名にちなんで「石井開門」と呼ぶ。

(11) 宮城県国史、政治部には、十一年七月二日条に、「桃生郡野蒜村へ新港開設ノ議起り次テ北上川分水ノ挙アリ」と簡単に記してあるだけである。

(12) 工事の技術面は、主任工師ヴァン・ドールン以下、工手マストレクト、同アルンスト、職工長ウィール外数名いずれもオランダ人が担当した。ドールンは安積疏水の設計者として令名があつたが、この築港工事の途中の十三年に任滿ちて帰國した(彼の伝記は前掲『東北開発夜話』に詳しい)。

日本人では石井省一郎の下に、早川智寛(途中辞任、後の仙台市長)、黒沢敬徳(当時内務六等属、後に一等属、今現地に記念碑あり)、中山孝敬、青木敬三等がいた。

(13) 宮城県国史、宮城県図書館蔵稿本

(14) 運河通船の際の諸注意、貨物の揚卸、標章等にわたつて細かな規定が掲げられている。

(15) 丁度この頃、明治十四年八月十三日には、明治天皇第二次東北巡幸に供奉した有栖川宮殿下は、命により野蒜地方を巡視されている。宮は野蒜港を中心に、桃生、牡鹿、登米方面をも代巡された。

(16) 松平県令との応酬でもドールンは漂砂なしと回答しているが、この点は全く彼の調査不備によるものと考えられている。

(17) その他の雑工事を含めた内港関係の竣工は明治十七年。

(18) 野蒜築港を含めた東北開発計画の推進者であつた大久保利通は、既に明治十一年五月十四日記尾井坂の遭難で故人となつている。

(19) 陸羽日日新聞(明治十五年十一月一日)前掲、電狸翁夜話、東北開発夜話など、

(20) 前掲、宮城県国史、その管掌する要点を挙げると、官有地払下と貸下、諸官衙用地の決定と官用地買上、道路・溝渠・建造物、海面埋立等となっている。

(21) 歴史地理学会々長浅香幸雄博士は歴史地理学紀要8(一九六六、同学会発行「明治後期の歴史地理」)の巻末に、資料として「明治十五年の宮城県野蒜港新市街地所払下公告」を紹介された。博士の資料紹介により筆者は初めて、この公告本文を知り得た。本稿執筆の動機は一端がこれによるものであることを明記して謝意を表したい。ただ資料に対する見解では浅香博士と筆者との間には若干の相違がある。それらを含めて本稿は、野蒜築港全体の推移の中で新市街地の景観を捉えてみようとしたわけである。博雅の御叱正をお願いする。

(22) 宮城県議会史、第一巻(三二二頁)に、浅香博士紹介の地図とほぼ同じもの(内務省作成とある)が収録されている。ただしこの方には、一区画を占める土木局の所在が示されている。原図は宮城県図書館に蔵す。

(23) 石巻市史、第二巻(一七九頁)

(24) 註22参看。第三図はこれにより書き入れた。

(25) 下野烏山藩土、維新後石巻に移住し、金融を業として巨富を積み、七十七銀行の創立にも関与している。

(26) 明治十三年時の払下願書は、その希望地積が一般に広い。これは或程度削減されることを見込んでの申請とも受取れる。明治十三年、野蒜市街地伺廻議綴に収まっている氏家厚時の払下願は次の如くである。

市街地御払下願

陸前国桃生郡浜市村市街地之内

一千坪

今般野蒜御開港ニ付浜市村へ市街御取開相成候趣伝承仕実ニ追々万戸接続輻輳旺盛商業繁隆之地ト相成可申奉存候 就テハ
 当行ニ於テモ該地へ出張店并蔵場相設營業仕候度候間何卒右市街地之内前記之坪数相当之代価ヲ以テ御払下之儀御允可被成
 下度若シ又右御払下難相成儀モ御坐候ハ、無年季ヲ以テ拝借被仰付度奉願候条右両条之内御聞届相成上ハ速ニ出張店建築着
 手仕度別紙略図相添此段奉願上候也

第七十七国立銀行頭取

氏家厚時 ㊦

明治十三年三月廿五日

宮城県令松平正直殿代理

宮城県大書記官成川尚義殿

一般的に言つて、この時点での払下申請ブームは、*グバス*に乗り遅れるな^クという感が強くみられる。

(27) 浅香博士が前掲資料紹介の際、今回払下げ分をこの民有地であると考えて、総面積を区画数で（民有地の）除し、一区画を約二千坪と考えて立論されたのは疑問と考えられる。但し、民有地は築港以前から民有であった部分に相当するものか。

(28) 註20参看、この事務係に関しては、明治十六年五月三日、庁中野蒜市街地係ヲ設ケ該地ニ関ス事務ヲ管理セシム、とあり更に、明治十七年一月二十五日には、庁中野蒜市街地係ヲ廃シ更ニ土木課中野蒜市街地係ヲ置ク、と改められ、職掌も事務係当時の第四条、官用地買上ノ事、が民有地買上ノ事となつているのをはじめ、若干の変更がある。

(29) 河田内務省御用係の「口達書」宮城県議会議史、第一卷（三二三頁）所引。

(30) 日本築港史の記述を引用してこれに代える。「十七年ニ至リ山県内務卿ハ工師ムルデル(R. Mulder) 坪井海軍大佐、共同運輸会社並ニ三菱会社ニ在職ノ英国人ジェームス(J. H. James, T. H. James) 等ヲシテ实地ヲ視察セシメ各自ノ意見ヲ徴セリ、其等報告ハ野蒜外港ノ築造ナラサルトキハ多少ノ風波ニ際シテモ大船ノ碇泊困難ナルノミナラス荷役ノ全然不可能ナルニヨリ内部ノ施設ヲ利用スル能ハスト云フニ一致セリ、而テ外港ヲ築造センニハバン・ドールンハ長三百間ノ防波堤ヲ以テ足レリトセント雖モムルデル及ビ両ジェームスハ長約千間ノ突堤ヲ宮戸島ノ東端ニ築設スルノ必要アリトシ其工事ハ長年月ト数百万円ノ工費ヲ要シ容易ノ事業ニ非ルニヨリ寧ロ女川灣ヲ改修シテ商港トナスノ利アルヲ説ケリ蓋シ女川ハ天然ノ良港ニシテ其工事タルヤ若干ノ埋築ヲ施スト短距離ノ運河ヲ開削シテ北上川ニ接続スルヲ得ヘク其所要工費ハ野蒜外港ノ比ニアラスト云ヘリ」。ドールンのオランダ技術による港湾計画は、イギリス技術陣によって否定されたのである。結局、政府は、女川灣は仙台地方人の反対を考えて採択せず、野蒜築港の中止だけを決定したのである。

(31) 鳴瀬町誌編纂委員熊谷久四郎氏談（桃生郡鳴瀬町浜市在住）

(32) 小稿の作成に際し、現地調査の折、宮城県桃生郡鳴瀬町誌編纂常任委員小畑貞男、佐々木誠吾両氏には格別の御配慮と御教示を頂いた。特記して深謝したい。